

【 会 議 録 】 (概要)

日時:平成23年8月27日(土) 16:00~18:00

会議名	平成23年度越谷市自治基本条例推進会議 第5回会議	場所	越谷市役所本庁舎5階 第1委員会室
件名 議題	1 開会 2 協議事項 (1)市民活動団体への普及について 3 その他 4 閉会		
資料等	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無		
出席者	出席委員 佐々木会長、石崎副会長、小口委員、五味田委員、篠原委員、得上委員、内藤委員、 藤井委員、原田委員、村田委員、大熊委員、雨宮委員(12名) 欠席委員 稲本委員、菅沼委員(2名) 事務局 立澤企画部副部長(兼)企画課長、田中企画課副主幹、水口同副主査、根本同主事(4名) 傍聴者 1名		
内 容	別紙 会議録(要旨)のとおり ●合意・決定事項等 ・(1)市民活動団体への普及について、一部ワークショップ等の手法を取り入れ協議した。会議での協議を踏まえ、出された意見等を答申案に盛り込んでいくこととした。 ・平成23年度第6回会議を平成23年10月1日(土)の午後1時30分から開催することとした。		

会議録（要旨）

1 開会あいさつ（会長）

みなさん、こんにちは。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。自治基本条例の普及については、地域コミュニティ組織と市民活動団体で構成されるコミュニティ組織への普及が重要な部分を占めると考えています。前回の会議では、地域コミュニティ組織について協議をしました。そして、本日は、市民活動団体への普及について協議をすることになります。会議の最後には、前回の協議内容も踏まえ、これらコミュニティ組織への普及について総合的な視点からご意見をいただければと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

- ・協議に先立ち、事務局から平成23年9月定例会（議会）に提案予定の自治基本条例の一部改正議案について説明があった。（【別紙1】のとおり）

2 協議事項

（1）市民活動団体への普及について

- ・事務局が、会議のすすめ方について説明した。

（会長）会議のすすめ方についてですが、まず、事前に意見の提出があった委員にその意見の説明をしていただいた後、2つのグループに分かれてワークショップを実施します。そして、最後に委員全員で会議形式により意見をまとめていくというこれまでの会議と同様の方法とさせていただきます。それでは、事前に意見の提出のあった委員から一人ずつ発言をお願いします。

- ・事前に提出された意見については、【別紙2】～【別紙4】のとおり

（A委員）市民活動団体への普及についてですが、通常、行政計画等を策定する際、市が原案を作成し、その原案について、審議会等での諮問・答申や意見公募手続（パブリックコメント）が実施されることが多いと思います。行政計画等を市民参加と協働により策定していくことを考えると、原案の段階から市民活動団体等と一緒に作成していく方法もあると思います。原案の段階から一緒に作成することは、自治基本条例を実感することにつながるのではと考えました。

また、最近、市議会議員選挙などの投票率が下がっています。今年の市議会議員選挙の投票率は、39.76%だそうです。投票率の低下は、市政への関心が低いことを意味しているとも言え、市政運営の最高規範である自治基本条例の普及にも関係があると思います。

（B委員）先日、（仮称）市民活動支援センターの内容について市民活動団体を中心に行政から説明がありました。「交流」機能、「学習」機能、「相談」機能、「情報」機能を主とするようですが、特に「情報」の収集及び提供についての機能が重要だと思います。自治基本条例を多くの市民活動団体の皆さんに知ってもらい、理解してもらうためには、（仮称）市民活動支援センターを有効に活用する必要があると思います。

（C委員）昨年度、協働フェスタで、“自治基本条例を知っていますか”というアンケートを実施しました。そのアンケートでは、自治基本条例を“知らない”又は“あまり知らない”と回答した人の割合が50%でした。市政に関心がある方、市民活動団体で実際に活動している方が多く参加している協働フェスタでの50%という数字は深刻だと思います。

市民活動団体への普及についてですが、それぞれの団体の代表者を通じて、自治基本条例を知ってもらう機会を設定することや自治基本条例のポケット版を配布することが有効だと思います。また、広報こしがや、市のホームページ、広報番組（いきいき越谷）で市政に関する情報を得ている人はたくさんいます。これらを有効に活用して定期的に周知していく方法が有効だと思います。

（会 長）事務局に確認します。昨年度の協働フェスタでのアンケート以外に自治基本条例の普及に関する調査結果等がありますか。

（事務局）平成23年度市政世論調査において、自治基本条例の普及に関する調査項目を設けています。市政世論調査は、無作為抽出の市内在住の20歳以上の男女を対象としていますが、現時点での速報値として、自治基本条例を“知らない”又は“あまり知らない”と回答した人の割合は約86%という結果が出ています。今後、集計結果が確定次第、あらためて報告します。

（会 長）ありがとうございます。ここまでの意見について質問等がありますか。

特にないようですので、グループに分かれてワークショップをはじめます。グループについては既に分かれていますので作業をすすめてください。

・2つのグループに分かれてワークショップを実施した。

（会 長）それでは、時間となりましたので、それぞれのグループごとに内容の発表をお願いします。

・2つのグループが順番にワークショップの結果を発表した。（【別紙5】及び【別紙6】のとおり）

（会 長）それぞれのグループの発表がありました。発表の内容を踏まえて、ご意見・ご質問等がありましたらお願いします。市民活動団体への普及に限定せず、地域コミュニティ組織も含めたコミュニティ組織への普及について、総合的な視点からのご意見もあわせてお願いします。

（D委員）計画・方針・指針等について、原案の作成段階から参加することについて意見がありましたが、このようなことで自治基本条例を実感することが出来るのだと思います。当事者が原案を作成するということは、当事者が責任の一端を担うということになります。当事者が原案を作成し、その原案をもとに公的に議論し決めていくということも自治基本条例は想定しているはずですが、“自治”や“分権”という言葉が使われていますが、“自治”とは、すなわち、“分権”ということですか。当事者が自分たちの問題を自分たちで解決しようとし、そのことをみんなで支え合うと考えると非常に面白いと思います。

また、高齢化が進展している中で、例えば、地域の課題として認知症のお年寄りをどうするのかということが問題になっています。この問題は、当然、行政だけでは解決出来ませんが、地域にはこの問題を解決したいと思い、又は活動している人がたくさんいるはずですが。このような事例は、ごみ問題など他の地域の課題についてもあてはまります。一方で、このような地域の課題に取り組む人たちの負担が大きくなりすぎることは好ましくありません。これらの地域課題の解決に向けた取り組みを調整し、当事者が発言しやすい、活動しやすい仕組みを組織や財源も含めて検討するべきだと思います。みんなが当事者として行動すれば、1人で全てを背負う必要はない、そのようなことを保障するのが自治基本条例だという説明が出来れば、たくさんの人に自治基本条例を理解してもらえそうです。

（E委員）自治基本条例を1つの仕組み、システムとして考え、自治基本条例を制定した意味を説明するという考え方は説得力があると思います。

（F委員）今ある多くの組織（団体）や仕組みは、“縦割り”、“横割り”と言われるように分断されています。行政でもそうですが、分断されている組織（団体）や仕組みでは行き詰ってしまうこともあります。このように分断されている組織（団体）や仕組みを結びつける、そのこと

を保障するものとして自治基本条例があるという位置づけも必要だと思います。

(G委員) (仮称) 市民活動支援センターは、“縦割り”、“横割り”と言われるような分断を解決するための拠点施設として期待出来ると思います。

(H委員) (仮称) 市民活動支援センターを自治基本条例の普及のために有効活用することも出来ると思います。

(I委員) さいたま市では、自治基本条例の制定に向けて取り組んでいる最中なのですが、市民活動サポートセンターにおいて、そのことを広くPRするとともに、市民が自由に意見を提出出来るようにしています。

(会 長) 事務局に確認します。(仮称) 市民活動支援センターの設置に関して進捗状況はどのようになっていますか。

(事務局) (仮称) 市民活動支援センターは、来年度6月1日のオープンに向けて準備がすすめられています。9月定例会(議会)において、「越谷市市民活動支援センター設置及び管理条例制定について」の議案が提出されますが、この議案には、設置目的や業務内容などの項目(条文)が設けられています。また、運営に関してですが、指定管理者制度を適用する予定となっています。所管課の市民活動支援課との調整が必要になりますが、次回の会議では、6月に開催された第3回会議で説明した内容より詳しい情報が提供出来ると思います。

(会 長) ありがとうございます。他にご意見等がありますか。

本日も多くの意見が出されたと思います。これらの意見を踏まえ、出された意見を答申案に盛り込んでいくこととしてよろしいでしょうか。

・出席委員全員に確認し、了承された。

●合意・決定事項等

・市民活動団体への普及について、会議での協議を踏まえ、出された意見等を答申案に盛り込んでいくこととした。

3 その他

・事務局が、次回の日程等について説明した。

※平成23年度第6回会議を10月1日(土)の午後1時30分から開催することとした。また、メーリングリスト等を活用した意見の事前提出の期限を9月21日(水)とすることとした。

4 閉会(副会長)

長時間にわたりありがとうございました。本日の会議では、市民活動団体について多くの素晴らしい意見があったと思います。次回の会議の協議事項は、幅広い市民を対象とした普及についてとなっています。自治基本条例の普及について、その対象とする範囲は拡がりますが、これまで出された多くの意見とも様々な形で関連があると思っています。

どうもありがとうございました。